○農林水産省告示第七百八号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成三十年四月二十九日と定め、公示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

第一　国内産農産物

一　もみ

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　水稲うるちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
青森県	あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つぶゆき、ねばりゆき、ひとめぼれ、ほっかりん、まっしぐら、ムツニシキ、むつほまれ、紫の君及びゆきのはな
（略）	（略）
秋田県	あきたこまち、秋田六三号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金のいぶき、きんのめぐみ、ぎんさん、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、スノーパール、たかねみのり、ちほみのり、つくばSD一号、つくばSD二号、つぶぞろい、でわひかり、ハイブリッドとうごう四号、はえぬき、ひとめぼれ、ふくひびき、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、めんこいな、萌えみのり、ゆめおばこ及び夢ごこち
山形県	あきたこまち、いのちの壱、金のいぶき、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つくばSD一号、つくばSD二号、つや姫、出羽きらり、どまんなか、はえぬき、花キラリ、はなの舞い、ひとめぼれ、瑞穂黄金、ミルキークイーン、萌えみのり、山形九五号、雪若丸、夢いっぱい及び夢ごこち
福島県	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、ＬＧＣソフト、大粒ダイヤ、おきにいり、コシヒカリ、五百川、さいこううち、ササニシキ、里山のつぶ、たかねみのり、チヨニシキ、つくばSD一号、つくばSD二号、天のつぶ、はえぬき、ひとめぼれ、ふくのさち、ふくみらい、ほむすめ舞、まいひめ、瑞穂黄金、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめさやか

改正前

第一　国内産農産物

一　もみ

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　水稲うるちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
青森県	あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つぶゆき、ねばりゆき、ひとめぼれ、ほっかりん、まっしぐら、むつほまれ、紫の君及びゆきのはな
（略）	（略）
秋田県	あきたこまち、秋田六三号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金のいぶき、きんのめぐみ、ぎんさん、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、スノーパール、たかねみのり、ちほみのり、つくばSD一号、つくばSD二号、つぶぞろい、でわひかり、はえぬき、ひとめぼれ、ふくひびき、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、めんこいな、萌えみのり、ゆめおばこ及び夢ごこち
山形県	あきたこまち、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つくばSD一号、つくばSD二号、つや姫、出羽きらり、どまんなか、はえぬき、花キラリ、はなの舞い、ひとめぼれ、瑞穂黄金、ミルキークイーン、萌えみのり、山形九五号、山形一一二号、夢いっぱい及び夢ごこち
福島県	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、ＬＧＣソフト、大粒ダイヤ、おきにいり、コシヒカリ、五百川、さいこううち、ササニシキ、里山のつぶ、たかねみのり、チヨニシキ、つくばSD一号、つくばSD二号、天のつぶ、はえぬき、ひとめぼれ、ふくのさち、ふくみらい、ほむすめ舞、まいひめ、瑞穂黄金、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ミルキープリンセス、夢ごこち及びゆめさやか